

別表 2 (第 5 条関係)

重要性分類	
I	セキュリティ侵害が教職員等、児童生徒及び保護者の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす。
II	セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に重大な影響を及ぼす。
III	セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に軽微な影響を及ぼす。
IV	影響をほとんど及ぼさない。

機密性による情報資産の分類

分類	分類基準	該当する情報資産のイメージ
機密性 3	学校で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報資産	特定の教職員等のみが知り得る情報を確保する必要がある情報で秘密文書に相当するもの
機密性 2 B	学校で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産	教職員等のみが知り得る状態を確保する必要がある情報資産（教職員等のうち特定の教職員等のみが知り得る状態を確保する必要があるものを含む）
機密性 2 A	学校で取り扱う情報資産のうち、直ちに一般に公表することを前提としていないが、児童生徒がアクセスすることを想定している情報	教職員等及び児童生徒同士のみが知り得る状態を確保する必要がある情報資産（教職員等及び児童生徒のうち特定の教職員等及び児童生徒のみが知り得る状態を確保する必要があるものを含む）

	資産	
機密性 1	機密性 2A、機密性 2B 又は機密性 3 の情報資産 以外の情報資産	公表されている情報資産又は公表することを前提として作成された情報資産（教職員等及び児童生徒以外の者が知り得ても支障がないと認められるものを含む）

完全性による情報資産の分類

分類	分類基準	該当する情報資産のイメージ
完全性 2 B	学校で取り扱う情報資産のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、学校関係者の権利が侵害される又は学校事務及び教育活動の的確な遂行に支障（軽微なものを除く）を及ぼすおそれがある情報資産	情報が正確・完全な状態である必要があり、破壊、改ざん、破損又は第三者による削除等の事故があった場合、業務の遂行に支障がある情報
完全性 2 A	学校で取り扱う情報資産のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、学校関係者の権利が侵害される又は学校事務及び教育活動の的確な遂行に軽微な支障を及ぼすおそれがある情報資産	情報が正確・完全な状態である必要があり、破壊、改ざん、破損又は第三者による削除等の事故があった場合、業務の遂行に軽微な支障のある情報

完全性 1	完全性 2A 又は完全性 2B の情報資産以外の情報資産	事故があった場合でも業務の遂行に支障がない情報
-------	------------------------------	-------------------------

可用性による情報資産の分類

分類	分類基準	該当する情報資産のイメージ
可用性 2 B	学校で取り扱う情報資産のうち、滅失、紛失又は当該情報資産が利用不可能であることにより、学校関係者の権利が侵害される又は学校事務及び教育活動の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く）を及ぼすおそれがある情報資産	必要な時にいつでも利用できる必要があり、教育情報システムの障害等による滅失紛失や、教育情報システムの停止等があった場合、業務の安定的な遂行に支障がある情報
可用性 2 A	学校で取り扱う情報資産のうち、滅失、紛失又は当該情報資産が利用不可能であることにより、学校関係者の権利が侵害される又は学校事務及び教育活動の安定的な遂行に軽微な支障を及ぼすおそれがある情報資産	必要な時にいつでも利用できる必要があり、教育情報システムの障害等による滅失紛失や、教育情報システムの停止等があった場合、業務の安定的な遂行に軽微な支障がある情報

可用性 1	可用性 2A 又は可用性 2B の情報資産以外の情報資産	滅失、紛失や教育情報システムの停止等があっても業務の遂行に支障がない情報
-------	------------------------------	--------------------------------------